

自然公園法に規定する特別地域の居住誘導区域設定に対する考え方について

1. 対象区域について

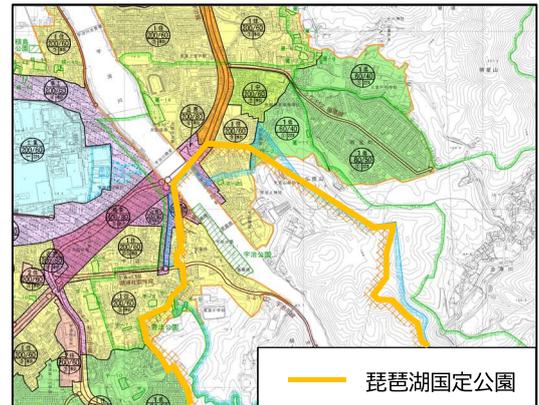
自然公園法第20条第1項に規定する特別地域

II

宇治市では「琵琶湖国定公園」の範囲

居住誘導区域設定上の取扱い

⇒ 都市再生特別措置法施行令（政令）で居住誘導区域に定められない区域とされている。



都市再生特別措置法

第81条第19項 (略)居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、(略)市街化調整区域(略)災害危険区域(略)その他政令で定める区域については定められないものとする。

都市再生特別措置法施行令（政令）

第30条 法第81条第19項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

第30条第1項 都市計画法施行令第8条第2項各号に掲げる土地の区域

都市計画法施行令

第8条第2項 用途地域には、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

- 1 (略)農用地区域(略)又は農地法(略)に掲げる農地(略)若しくは採草放牧地の区域
- 2 自然公園法(略)に規定する特別地域、森林法(略)により指定された保安林の区域その他これらに類する土地の区域として国土交通省令で定めるもの。

2. 検討事項

- ・ 用途地域には、「原則として自然公園法に規定する特別地域は含まない」とされているが、対象区域は現状として用途地域と自然公園法の特別地域が重複している。
- ・ しかしながら、市の中核拠点であり、「拠点へのアクセス性が高く、都市基盤が整い生活利便施設が立地している市街化区域」の中心的な区域であり、居住誘導区域に含められるかどうか、法律等の解釈について継続的に調査・調整を行いたい。

3. 時系列

昭和 8 年 10 月 25 日 (告示)	都市計画法の適用 (宇治町)
昭和 10 年 1 月 1 日 (告示)	都市計画区域の決定 (久世郡宇治町、小倉村、槇島村、宇治郡宇治村)
昭和 12 年 10 月 14 日 (告示)	宇治普通風致
昭和 25 年 7 月 24 日 (指定)	琵琶湖国定公園
昭和 42 年 9 月 4 日 (告示)	用途地域の決定
昭和 45 年 7 月 14 日 (告示)	宇治特別風致地区

- ・「用途地域」と「自然公園法の特別地域 (琵琶湖国定公園)」が重複したのは昭和 42 年
- ・都市計画法施行令で「用途地域には、原則として、次に掲げる区域を含まないものとする」として「用途地域」には、原則として「自然公園法 (略) に規定する特別地域」を含まないと明記されたのは、平成 12 年の法改正時。

4. 宇治市の都市系形成の歴史 (宇治の風致より)

- ・古代から、交通の要衝として重要な地であった宇治は、平安時代になると、貴族たちが、山間の峡谷から盆地に流出する河川が織り成す山河の美を、この上ないものとして愛唱し、ここ宇治に京都の嵯峨とともに、別業 (貴族たちが、平安京内の住まいとは別に、自然との接触を楽しむために造営した別荘) を求めるようになりました。
- ・そして、平等院造営や別業群とともに碁盤目の町割の形成が始まり、その外周としての本町通や県通が生まれていきます。
- ・中世には、碁盤目を斜交する宇治橋通により町割が改変されたと考えられ、近世に宇治橋通を核とする町割が完成します。

5. 参考 (国土情報学研究所 HP より)

久世郡宇治町



宇治郡宇治村

